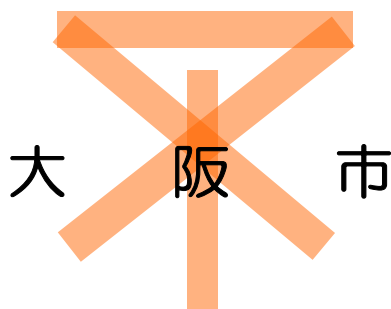


大阪市コンプライアンス白書

《平成18年度版》

平成19年6月



目 次

1	はじめに	1
2	コンプライアンス推進行動計画《平成 18 年度》とその実施結果（運用状況）	2
	（1）公益通報制度	2
	（2）不当要求行為対応	4
	（3）内部統制体制	4
	（4）内部監察	6
	（5）行政対象暴力対策	8
	（6）職員の意識改革	9
	（7）リーガルサポーターズ制度等	11
3	平成 18 年度の取組みを振り返って	12
4	コンプライアンス推進行動計画《平成 19 年度》の策定にあたって	16
5	おわりに	17

資料編

- 資料1 コンプライアンス推進行動計画（平成 18 年度）
- 資料2 公益通報関係統計資料
- 資料3 内部監察（定期監察）結果概要
- 資料4 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会開催状況（平成 18 年度）
- 資料5 リーガルサポーターズ相談件数一覧表（平成 18 年度）

大阪市におけるコンプライアンスの取組みについては、
大阪市総務局法務監察室公正職務担当のホームページ
<http://www.city.osaka.jp/soumu/compliance/> をご覧ください。

1 はじめに

この「大阪市コンプライアンス白書」は、市政改革の柱の1つである「コンプライアンス改革」を推進するため、平成18年4月から取り組んでいるコンプライアンス推進に関する各種取組みの実施状況を取りまとめた年次報告書です。

大阪市では、平成18年4月から「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を施行し、公益通報制度をスタートさせました。6月には本市におけるコンプライアンス推進のための基本計画となる「コンプライアンス推進行動計画」（資料1参照）を策定し、同計画に基づいて、公益通報制度に加え、内部監察、コンプライアンス研修、不当要求行為対応などの各種施策を実施してきました。

これらの取組みにより、本市職員の職務の執行において、コンプライアンスの重要性が徐々に意識されつつあると考えています。また、昨今他の自治体においても、コンプライアンスに関する取組みがなされてきており、条例により設けられ、幅広く通報を受け付ける公益通報制度などの本市の取組みに対する関心も示されてきています。

しかしながら、本市におけるコンプライアンスに対する取組みは緒についたばかりで、まだまだ改善すべき点もあり、手探りの状況です。肝心なことは、これらの制度について有効で効率的な運用を図っていくことにあると考えています。今後も引き続き、様々な意見を取り入れながら、また、民間企業の事例、他都市の事例などを研究し、さらに効果的な制度にしていきたいと考えています。

2 コンプライアンス推進行動計画《平成 18 年度》とその実施結果（運用状況）

（1）公益通報制度

ア 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく公益通報制度の運用（平成 18 年 4 月）		
通報件数		875 件（平成 19 年 3 月 31 日現在）
（内数）	内部通報窓口	692 件
	外部通報窓口	183 件
処理完了件数		593 件
未完了件数		282 件
是正措置等の勧告数		14 件

※ 詳細は、資料 2 参照

大阪市では、平成 18 年 4 月から施行した「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、公益通報制度を運用しています。

通報の受付に関しては、総務局法務監察室及び各局等のコンプライアンス所管担当で受け付ける「内部通報」と、外部委員から構成される大阪市公正職務審査委員会で受け付ける「外部通報」の窓口があります。

大阪市では、通報できる者を職員以外の市民にも広げたこと、外部窓口を設けたことや、委員が全ての案件に目を通し、外部の目でチェックしていることなど、通報し易い環境を整えたことにより、平成 18 年度の総件数は 875 件という数にのぼっています。

ただ、通報件数が多数にのぼったことや慎重な調査を必要とする等で、調査の完了に至っていない件数も 282 件あり、迅速な処理が今後の課題です。

イ 委員会による審議完了案件の概要公表	
概要公表実績	第 1 回：平成 18 年 6 月 20 日
	第 2 回：平成 18 年 11 月 1 日

《委員名簿》（任期：平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月）

委員長	辻 公雄（弁護士）
委員長代理	五郎川 康（公認会計士）
委員	関根 幹雄（弁護士）

《勧告一覧》

- ① 行政財産の目的外使用許可の範囲を超えて使用していた件
勧告内容：不適正な使用実態の改善
- ② 職員の住居手当の受給に不正があるとされる件（2 件）
勧告内容：全市的な調査の実施

- ③ 就業の際に内規で定める事務取扱い要領の履行が適正に行われなかった件
勧告内容：規定手続きの遵守
- ④ 設計委託業務の発注にあたり、見積徴収業者との関係に疑義がある件
勧告内容：見積徴収業者の選定等に留意
- ⑤ 監理団体の固有業務であるが、駐車場の管理請負契約の積算に疑義があった件
勧告内容：合理的、経済的な積算に留意
- ⑥ 公務上の交通事故の報告、公務災害の申請が適正に行われなかった件
勧告内容：規定手続きの遵守
- ⑦ 書面申請による処理が法定されているにも関わらず、書面提出を求めなかった件
勧告内容：規定手続きの遵守
- ⑧ 業務で使用する帳票の作成手続きが適正に行われなかった件
勧告内容：規定手続きの遵守
- ⑨ 市営住宅入居者に禁止されている迷惑行為の類型化を明示する必要がある件
勧告内容：基準の明確化、規定整備
- ⑩ 老人ホームをNPO法人に目的外使用許可の手続を行わずに使用させた件
勧告内容：規定手続の遵守、使用料の徴収
- ⑪ 事務の遅延のために、受給可能な介護扶助を受給できなくなったとされる件
勧告内容：規定手続きの遵守、マニュアルやチェックシステム整備
- ⑫ 長距離自転車通勤の認定の件
勧告内容：実態把握、許可手続きの整備、手当支給の必要性の研究
- ⑬ 各工営所管内一円道路工事に関する癒着、談合の疑念があるとされる件
勧告内容：入札参加可能業者を増やす等の適切な措置を講じること

※ ①、②、③、⑥、⑦、⑪については、実施した勧告に対する是正措置が講じられたことを確認済み

《委員会開催状況》（平成18年度）

回数	開催日	回数	開催日
第1回	平成18年4月10日	第16回	平成18年11月1日
第2回	平成18年4月26日	第17回	平成18年11月8日
第3回	平成18年5月15日	第18回	平成18年11月28日
第4回	平成18年5月25日	第19回	平成18年12月11日
第5回	平成18年6月12日	第20回	平成18年12月18日
第6回	平成18年6月29日	第21回	平成19年1月11日
第7回	平成18年7月10日	第22回	平成19年1月16日
第8回	平成18年7月25日	第23回	平成19年1月22日
第9回	平成18年8月8日	第24回	平成19年2月2日
第10回	平成18年8月23日	第25回	平成19年2月20日
第11回	平成18年9月4日	第26回	平成19年2月26日
第12回	平成18年9月22日	第27回	平成19年3月2日
第13回	平成18年10月3日	第28回	平成19年3月9日
第14回	平成18年10月16日	第29回	平成19年3月20日
第15回	平成18年10月23日	総審議時間 116時間	

(2) 不当要求行為対応

ア 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく不当要求行為対応（平成 18 年 4 月）

対応実績	なし
------	----

大阪市では、平成 18 年 4 月から施行した「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、不当要求行為対応を実施しています。

平成 18 年度の報告案件は 0 件です。

(3) 内部統制体制

ア 「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」の制定（平成 18 年 4 月）

施行	平成 18 年 5 月 1 日
----	-----------------

大阪市では、平成 18 年 5 月から施行した「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」に基づき、市長を「最高内部統制責任者」、副市長・収入役を「副最高内部統制責任者」、局長・区長等を「内部統制責任者」と位置付け、コンプライアンスを推進する上でのそれぞれの使命と責任を明らかにする体制を定めました。

その後、公金支出に係る抜き打ちの随時監察に対応するため「指名内部統制責任者」を随時監察の実施主体に追加する一部改正を、平成 18 年 12 月 1 日施行で実施しました。

さらに、「助役」を「副市長」に変更するなどの規定整備による一部改正を、平成 19 年 4 月 1 日施行で実施しています。

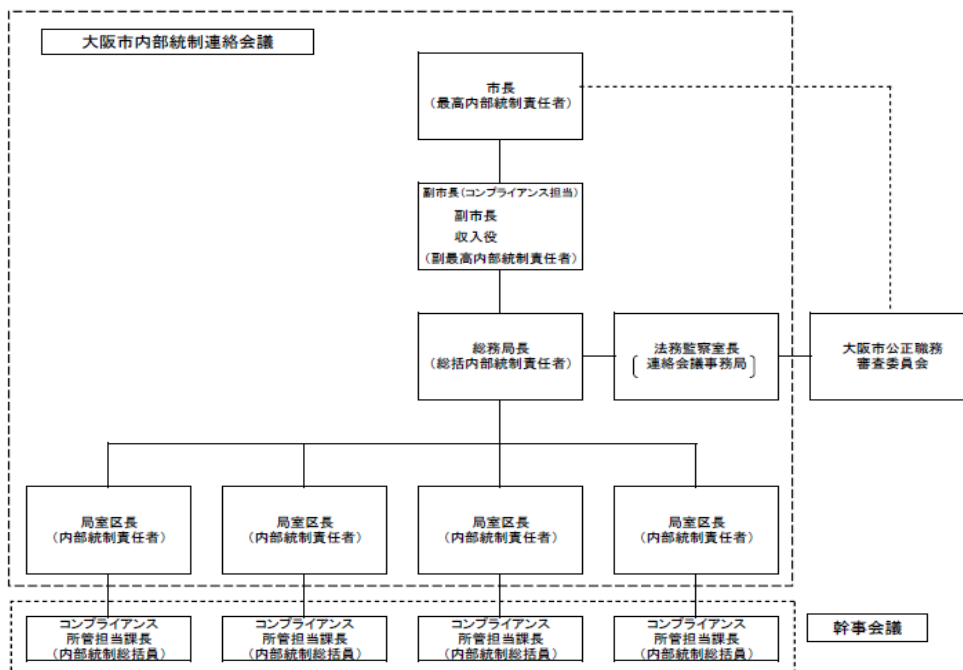
イ 局・区等における内部統制体制づくり

要綱の制定	各局等において内部統制の体制に関する要綱を制定
施行	平成 18 年 6 月 1 日

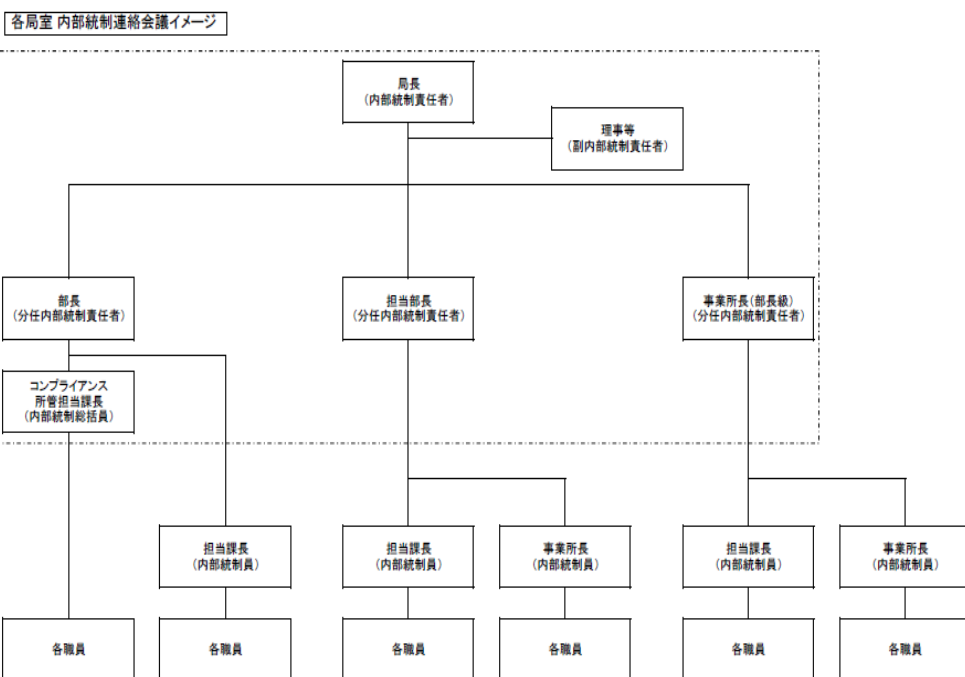
「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」第 11 条に基づき、各局等においても内部統制の体制に関する要綱を制定し、6 月から施行しています。

◎大阪市内部統制体制概要図

大阪市内部統制体制概要図

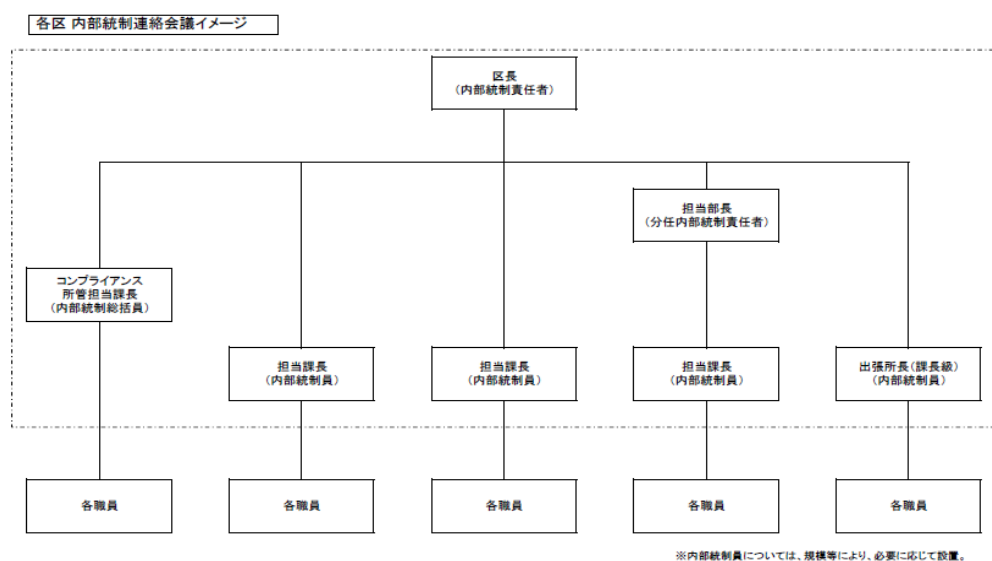


◎各局室 内部統制連絡会議 イメージ



※内部統制員については、規模等により、必要に応じて設置。

◎各区 内部統制連絡会議 イメージ



ウ 内部統制連絡会議の設置

開催日	平成 18 年 6 月 1 日
議案	1 内部監察制度について 2 コンプライアンス推進行動計画（平成 18 年度）について 3 公益通報制度の運用状況について

内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図ることを目的として、「内部統制連絡会議幹事会議」を計 6 回開催。

(4) 内部監察

ア 「大阪市内部監察規程」の制定（平成 18 年 5 月）

施行	平成 18 年 5 月 25 日
----	------------------

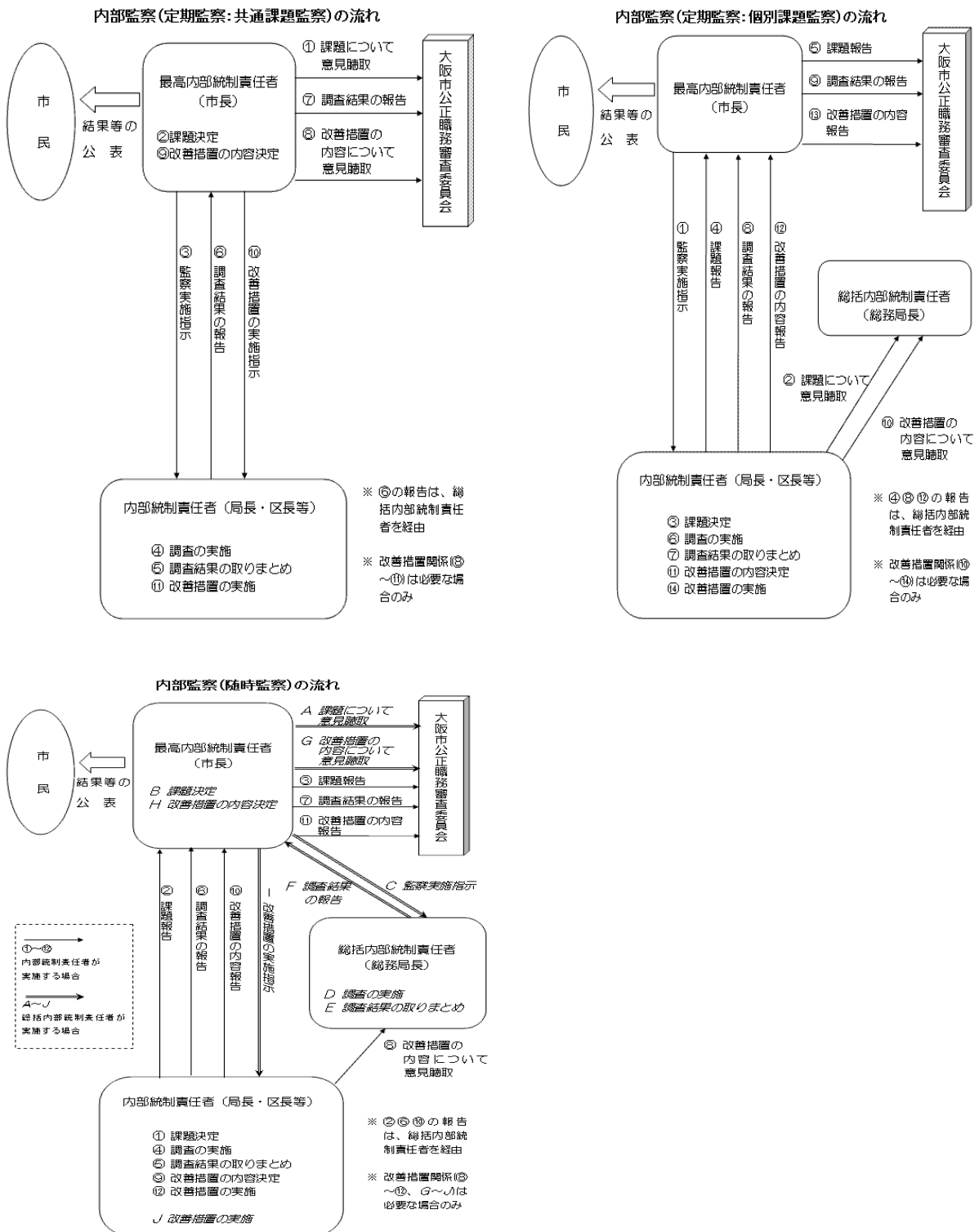
大阪市では、従来からも監査委員や外部監査人による監査制度がありましたが、コンプライアンス上問題のあるケースについて、職員自身が主体的・積極的に是正していくという観点から、平成 18 年 5 月に「大阪市内部監察規程」を制定し、内部監察制度を立ち上げました。

この内部監察には、毎年行う「定期監察」（全ての局等で共通の課題を定めて監察を行う「共通課題監察」と各局等が独自に課題を設定し監察を行う「個別課題監察」）と必要に応じて随時に行う「随時監察」があります。

監察の実施にあたっては、内部統制責任者（局長・区長等）が、副内部統制責任者（理事等の局長級）や総括内部統制員（コンプライアンス所管担当課長）及び内部統制員（各担当課長）を指揮して行うこととなります。

ただし、随時監察にあつては、最高内部統制責任者（市長）が必要と認めるときに、その命を受け、総括内部統制責任者（総務局長）・指名内部統制責任者（局長・区長等）が実施します。

なお、総括内部統制責任者（総務局長）以外も随時監察に対応するため「指名内部統制責任者」を実施主体に追加する一部改正を、平成 18 年 12 月 1 日施行で実施しています。



イ 内部監察の実施（平成 18 年 6 月～）		
定期監察	共通課題監察	《テーマ》 「行政財産の目的外使用許可について」
	個別課題監察	《テーマ》 各局等が 15 の課題で実施
随時監察	「区役所業務に係る協力団体による経費負担」（平成 18 年 7 月～10 月） 実施主体：総括内部統制責任者（総務局長） 監察対象：区役所(24)、消防局、消防署(25)	
	「公金支出に係る抜き打ちの随時監察」（平成 19 年 2 月～） 実施主体：指名内部統制責任者（収入役室長、財政局長、総務局長） 監察対象：健康福祉局、市民局	
	「釜ヶ崎解放会館、釜ヶ崎支援機構、ふるさとの家を住所とする転入届・転居届に係る窓口対応について」（平成 19 年 3 月～4 月） 実施主体：西成区役所内部統制責任者（西成区長） 監察対象：西成区役所住民情報課職員	
	「釜ヶ崎解放会館、釜ヶ崎支援機構、ふるさとの家を住所とする転入届・転居届に係る事務指導等について」（平成 19 年 3 月～4 月） 実施主体：市民局内部統制責任者（市民局長） 監察対象：市民局区政課職員	

ウ 内部監察（定期監察）の結果の公表
定期監察：平成 19 年 2 月 8 日公表 （※ 概要については、資料 3 参照） 詳細については、 http://www.city.osaka.jp/soumu/compliance/kansatsu/_18.html
随時監察（区政協力会）：平成 18 年 10 月 13 日公表 詳細については、 http://www.city.osaka.jp/soumu/compliance/kansatsu/18_1.html
随時監察（西成区・市民局関係）：平成 19 年 4 月 23 日公表 詳細については、 （西成区） http://www.city.osaka.jp/nishinari/pdf/zuiji_h190425.pdf （市民局） http://www.city.osaka.jp/shimin/topics/pdf/070427_nishinariku.pdf

※公金支出に係る抜き打ちの随時監察については、現在実施中。

（5）行政対象暴力対策

ア 行政対象暴力対策連絡協議会の設置
平成 18 年 7 月 1 日：協議会設置 平成 18 年 7 月 13 日：発足式開催

暴力団等からの不法・不当要求事案の予防及び排除を目的として、「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱」（平成18年7月1日施行）により、大阪府警の協力を得て「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会」を設置。

協議会の体制としては、市長を会長、副市長を副会長とするとともに、大阪府警の大阪市警察部長を副会長、刑事部長及び大阪府暴力追放推進センター専務理事を顧問としています。

また、協議会の下に「幹事会」（平成18年10月26日開催）を設置し、連絡調整を行うとともに、各区ごとに「区役所部会」を設置し、各所轄警察署との連携を図っています。 ※ 区役所部会の開催状況については、資料4参照

(6) 職員の意識改革

ア コンプライアンスに関する研修の実施（平成18年9月～19年2月末）

コンプライアンス推進のための意識改革及び組織風土の改革を図ることを目的として、都道府県及び政令指定都市では初めて、全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を、平成18年度より新たに実施しました。

《平成18年度実績》

◎集合型研修

区分	日程	講師名	職名
			テーマ
局長級研修	9月6日（水）	北村 喜宣	上智大学法学部・法科大学院教授 「行政のコンプライアンスと政策法務」
	9月6日（水）	郷原 信郎	桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター長 「今行政に求められる新たなコンプライアンス」
	9月8日（金）	池田 耕一	松下電器産業（株）法務本部企業倫理室長 「今なぜ、コンプライアンスなのか」
	9月13日（水）	北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授 「立ち位置を変えて」
	9月20日（水）	辻 公雄	大阪市公正職務審査委員会委員長 「真の市民の意見をどう反映するか」
課長級研修	10月5日（木）	福士 明	札幌大学法学部教授 「自治体コンプライアンスの現状と課題」
	10月5日（木）	福士 明	札幌大学法学部教授 「自治体コンプライアンスの現状と課題」
	10月13日（金）	富野 暉一郎	龍谷大学法学部教授 「地方行政職員と組織の危機管理としてのコンプライアンス」
	10月17日（火）	北村 元一	近江八幡市総務部理事兼コンプライアンスマネージャー 「自治体におけるコンプライアンス」

10月18日(水)	池田 耕一	松下電器産業(株) 法務本部企業倫理室長
		「倫理・法令遵守はなぜ必要か」
10月23日(月)	吉川 吉衛	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
		「自治体のコンプライアンス」
10月24日(火)	吉川 吉衛	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
		「自治体のコンプライアンス」
10月25日(水)	初宿 亨	近江八幡市コンプライアンスマネージャー
		「自治体におけるコンプライアンスの取組み」

◎職場研修

課長代理級以下の職員に対しては、平成18年12月から平成19年2月末までの期間に、課長級職員(内部統制員)が講師となって各職場で研修を実施。研修の教材は、次の「コンプライアンスハンドブック」を使用。

イ コンプライアンスハンドブックの作成

平成18年11月作成(総務局ホームページに掲載)

詳細については、<http://www.city.osaka.jp/soumu/compliance/handbook/>

各職員が、日常の職務の執行においてコンプライアンス上の疑問点が出てきたときなどに読み返すことにより、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、「職場コンプライアンス研修」の教材としても使用するために作成し、総務局ホームページに掲載するとともに、全職員に配信しました。

◎コンプライアンスハンドブック



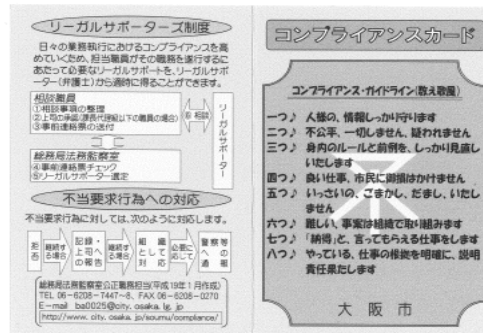
ウ コンプライアンスカードの作成

時期：平成19年2月作成

対象：本務職員（派遣職員を含む）

職員がコンプライアンス・ガイドライン（数え歌風）を読み返すことにより、コンプライアンス意識の向上に努めるとともに、公益通報窓口等を常に確認できるようカードサイズで作成し配付。

◎コンプライアンスカード



(7) リーガルサポーターズ制度等

ア リーガルサポーターズ制度

平成19年1月25日から実施

運用実績：27件

※資料5参照

日々の業務執行においてコンプライアンスを高めていくためには、よりタイムリーな、よりスピーディーな、より適確なリーガルチェックが必要です。そこで、担当職員が、自身による法令調査や法務担当職員への相談を行うことに加え、事案に応じて、弁護士4名によるアドバイスをタイムリーに得られる体制を整えました。

イ コンプライアンス相談制度

平成19年1月25日から実施

運用実績：10件

職員が日々の業務執行においてコンプライアンス上の問題を感じたときに、それが法令違反なのかどうか、どのように対処すればよいのか、などについて気軽に相談できる窓口を総務局法務監察室に設置し、公正な職務の執行の確保を図るための制度です。

3 平成18年度の取組みを振り返って

前記のように、平成18年度から取り組んできたコンプライアンス諸制度ですが、その運用において評価できる点、改善すべき点は次のとおりです。

(1) 公益通報制度

《評価できる点》

- ・ 受け付けた公益通報については、大阪市公正職務審査委員会の委員が、全ての案件に目を通し、外部の視点でチェックしている。
- ・ 外部窓口を設け、職員以外の市民の方も通報できる、通報し易い環境を整えたことにより、年間800件を超える通報があった。
- ・ 公益通報等の運用状況については、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」上、年1回となっているが、積極的な情報開示の観点から、随時公表した。
- ・ 条例における公益通報の情報の取扱いにおいて、大阪市公正職務審査委員会が是正措置等の勧告をした段階では、市の機関による是正等の対応に着手した段階であり、事件の処理が終了していないため、条例第17条により通報内容等は公開できなかった。

しかしながら、勧告の元となる調査は、終了し事実関係については確認しているため、勧告内容等を積極的に公表することで、類似事例の是正や当該事実の発生・再発防止を図る効果が見込めることから、委員会が必要と認めるものについては、処理が終了する前においても勧告内容を公表することができるよう、条例の一部改正を実施した（平成19年4月1日施行）。

《改善すべき点》

ア 公益通報の審査方法について

通報件数が多かったことにより、その審議にかなりの時間を要している状況である。案件により専門的な制度（不服申立て等）のあるものについては、原則としてその判断を尊重したり、過去の判断事例を類型化して参照するなどし、委員会審議の迅速化への取組みを行う必要がある。

イ 対応の結果について

審査した結果の「勧告」や重要な「付言（意見）」については、その是正措置を確認し、その状況をホームページに掲載するなどして、関係局等の対処を促す。

(2) 不当要求行為対応

《評価できる点》

- ・ 平成 18 年度から、条例に基づき、新たに不当要求行為対応を実施したことにより、組織的な対応方法が明確になり、一定の抑制的効果があった。

《改善すべき点》

- ・ 平成 18 年度は、大阪市公正職務審査委員会への報告案件は 0 件であった。
- ・ これは、各局等におけるいわゆる「不当な要求」の実態がバラバラで、明確な「不当要求行為」の定義が示されていないという現状も一つの要因として考えられる。
- ・ 実際、窓口等の対応で相当な時間を費やしている状況も見受けられるため、各職場における実態を全庁的に調査したうえで、現行の不当要求行為対応の問題点を抽出し、制度の活用について検討する必要がある。

(3) 内部統制体制

《評価できる点》

- ・ コンプライアンスの推進に関し、各職員における使命と責任が明確になった。

《改善すべき点》

- ・ 18 年度に創設した内部統制体制をより強固なものにするために、連絡会議や幹事会議の開催や、体制を活用した内部監察・コンプライアンス研修等の取組みを推進する必要がある。

(4) 内部監察

《評価できる点》

- ・ 定期監察（共通課題監察（1 課題）・個別課題監察（15 課題））と随時監察（4 課題）について、問題点が明らかになり是正措置が示された。

《改善すべき点》

- ・ 19 年度については、一層の制度活用、特に改善措置実施の担保が必要であると考える。
- ・ 各局等に対して、コンプライアンスの観点から問題となる事案が発生したとき、あるいは、そういう事案の発生を未然に防止することを目的として、各内部統制責任者が実施主体となり、随時監察を積極的に実施するなど、自主的な制度活用を促す必要がある。

(5) 行政対象暴力対策

行政対象暴力対策連絡協議会

《評価すべき点》

区役所部会の開催により、行政対象暴力対策に関する情報共有が図られた。

《改善すべき点》

19年度には、新たに大阪市行政対象暴力対策連絡協議会に「契約部会」が設置されるとともに、区役所等の窓口対応のある職員を対象とした研修についても、実施予定であるが、暴力団排除のための個別具体的課題へのより一層の取組みを進める必要がある。

(6) 職員の意識改革

コンプライアンスに関する研修の実施

《評価できる点》

- ・ 全職員を対象としたコンプライアンス研修の制度を発足した。
- ・ 平成18年度については、課長級以上の職員に対して、外部講師による「集合型（講演受講型）研修方式」のコンプライアンス研修を実施、課長代理級以下の職員については、各職場での研修を実施し、受講者のアンケート結果でも有意義な研修であったとの高い評価を得た。

《改善すべき点》

- ・ 一方、アンケートでは、集合型研修だけでなく討論型の研修も実施して欲しいとの意見が多数あった。
- ・ 19年度については、研修の実効性を高めるため、より実践的な内容にしていくことが求められている。
- ・ そのため、アンケートの意見を反映し、「グループ討論型研修方式」の実施などを検討していく。
- ・ また、職場コンプライアンス研修用の教材として、各職場に応じた「事例集」等の資料の作成を検討する必要がある。

(7) リーガルサポーターズ制度等

リーガルサポーターズ制度

《評価できる点》

- ・ 平成19年1月に制度発足して3月末までの2ヵ月あまりで27件の相談があった。

- ・ 法的事項を弁護士のサポートにより整理し、適正な事務執行に役立てることができた。

《改善すべき点》

- ・ サポーターズに相談するポイント（課題・論点）をより明確化させることで、より迅速な相談が可能になると考える。
- ・ 相談事例をもとに「事例集」を作成し、庁内ポータル等に掲載することにより、情報の共有化を図り、類似事例の事務執行の参考とする。
- ・ 引き続き制度の周知を図るとともに、早期段階でのリーガルチェックの重要性の認識及び日々の事務執行におけるコンプライアンス意識を高めることにつなげていく必要がある。

コンプライアンス相談制度

《評価できる点》

- ・ 平成 19 年 1 月に制度発足して 3 月末までに 10 件の相談があった。

《改善すべき点》

- ・ 公益通報として処理すべき内容の相談も多かったことから、コンプライアンス相談制度と公益通報制度との違いをより明確にし、引き続き制度の周知を図る必要がある。
- ・ リーガルサポーターズ制度と同様に、相談事例をもとに「事例集」を作成し、庁内ポータル等に掲載することにより、情報の共有化を図り、類似事例の事務執行の参考とする。

4 コンプライアンス推進行動計画《平成 19 年度》の策定にあたって

(1) 内部監察制度、公益通報制度、不当要求行為への対応等については、平成 18 年度の実績を踏まえ、より実効性の高いものとする。

*公益通報制度については、審議が終了する前においても、委員会が必要と認めるものについては、勧告内容を公表 等

(2) リーガルサポーターズ制度については、平成 18 年度の試行実績を踏まえて、弁護士を増員するなどして本格的に実施し、コンプライアンス推進のための有カツールとして定着させる。

*平成 19 年 4 月から、人事労務関係を中心に担当する弁護士 1 名を増員し、4 名体制から 5 名体制に強化 等

(3) コンプライアンス相談制度については、リーガルサポーターズ制度と同様に、コンプライアンス推進のための有カツールとして定着させる。

(4) コンプライアンス研修については、平成 18 年度に実施した講義型の研修のみならず、参加型の研修を実施するなど、より実務的・実践的なコンプライアンス研修を実施。

*コンプライアンス研修（局部長級・課長級）の実施
*職場コンプライアンス研修（課長代理級以下の全職員）の実施
*コンプライアンス研修（グループ討論型）の実施
*コンプライアンス研修用教材（「事例集」等）の作成 等

(5) コンプライアンスハンドブックを随時改訂し、ホームページ、庁内ポータルを活用するなど、より効果的な職員の意識改革を行う。

*コンプライアンスハンドブックの改訂
*ホームページ及び庁内ポータルの活用
*公益通報制度周知用ポスターの作成
*コンプライアンス・ガイドライン（数え歌風）の周知徹底 等

(6) コンプライアンス推進強化月間を設け、その期間を中心に、コンプライアンス推進のための新たな取組みを実施する。

*コンプライアンス・シンポジウムの開催
*コンプライアンスに関する e ラーニングの実施
*コンプライアンス検定の実施 等

上記の内容を踏まえて、「コンプライアンス推進行動計画《平成 19 年度》」を策定

5 おわりに

平成 18 年度は、大阪市における本格的なコンプライアンス推進元年と言うべき年であり、様々な制度をスタートさせ、本市のコンプライアンスの再生に取り組んできたところです。

この一年間のさまざまな取り組みについて、PDCAサイクルによる評価と見直しを行いました。その結果、一定の効果を得ることができたものについてはいっそう効果的な活用を図っていくとともに、改善すべき点があるものについては制度の見直しや運用の改善を行い、実施できるものから「平成 19 年度コンプライアンス推進行動計画」に反映していきます。

本市職員 1 人 1 人が高いコンプライアンス意識を共有し、職員自らが主体的・積極的にコンプライアンスを推進する組織風土を作り、市民の皆さんに信頼される行政を実現できるよう、今後も常に制度をブラッシュアップし、コンプライアンスの推進につとめてまいります。